

社会福祉法人寿幸会 評議員・理事等の報酬及び退職慰労金等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人寿幸会定款第5条に規定する評議員及び定款第16条に規定する理事・監事（以下「役員等」という。）並びに定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会の委員（以下「委員」という。）の報酬、退職慰労金、退任慰労金及び交通費等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第2条 定款第22条に規定する理事、監事に対して支給される報酬の総額は、各年度において2,000万円を超えない範囲とする。

2 役員等及び委員に月額報酬は支給しない。但し役員等あるいは委員（社会福祉法人寿幸会と雇用関係にある者を除く。）が評議員会、理事会又は評議員選任・解任委員会（以下「会議」という。）に出席した時は、報酬として1回につき8,000円を現金にて支給する。

（交通費）

第3条 役員等及び委員（社会福祉法人寿幸会と雇用関係にある者を除く。）が前条の会議に出席した時は、交通費を現金にて支給する。

2 交通費の算定にあたっては、社会福祉法人寿幸会 旭ヶ丘老人ホーム職員旅費規程を準用する。

（退職慰労金）

第4条 管理職または職員（非常勤職員を含む。）として雇用契約を締結している理事が退任した時あるいはその雇用契約を終了（変更を含む。）した時には、退職慰労金を支給する。

2 前項に規定する退職慰労金は理事としての期間を対象に別表1の算定基準（100円未満切捨て）に管理職あるいは職員（非常勤職員を含む。）としての在職年数（1年未満切捨て）を乗じた額とする。

3 支給に当たっては、本人又は法定相続人の指定する金融機関口座に振り込むこととする。

4 この退職慰労金は、経営状況等によりその一部を支給しないことがある。

（退任慰労金）

第5条 理事、監事または評議員が退任した際には別表2の退任慰労金を支給する。

2 退任慰労金の算定にあたっては、管理職あるいは職員（非常勤職員を含む。）であった期間は含まない。

3 理事が評議員を兼ねていた期間については、いずれかの期間を算定対象期間とし各々に算定対象期間とはしない。

4 この規程の適用以前に退任した理事、監事または評議員は支給対象外とする。

5 支給に当たっては、本人又は法定相続人の指定する金融機関口座に振り込むこととする。

6 この退任慰労金は、経営状況等によりその一部を支給しないことがある。

（その他）

第6条 理事長が、役員等に対し業務（調査）を依頼した時は、1日につき10,000円を報酬として支給するとともに交通費の支給については第3条第2項を適用する。

2 理事長は業務遂行上必要と認めた時は、役員等以外の者にも本条の規定を適用することができる。

（公表）

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第8条 この規程を改正、改廃するときは、評議員会の議決を経るものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用することとし、従前の社会福祉法人寿幸会理事等の旅費規程、社会福祉法人寿幸会理事長の報酬規程は平成29年3月31日を持って改廃する。

附 則

この規程は令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

従前の社会福祉法人 寿幸会理事長の報酬規程及び社会福祉法人 寿幸会補佐役報酬規程は令和1年12月31日を持って改廃する。

附 則

この規程は令和2年7月1日から施行する。

別表 1 (退職慰労金)

名称	区分	算定基準
退職慰労金	管理職1等級	退任前6ヶ月の平均月額基本給の110%
	管理職2等級	退任前6ヶ月の平均月額基本給の100%
	職員	退任前6ヶ月の平均月額基本給の50%
	非常勤(臨時)職員	退任前6か月の平均月額給与の50%

別表 2 (退任慰労金)

名称	対象者	対象年数	支給額
退任慰労金	理事・評議員又は監事	1年以上3年未満	30,000円
		10年未満	50,000円
		20年未満	100,000円
		30年未満	200,000円
		30年以上	300,000円